

令和7年度第3回船橋市空家等対策協議会会議録

(令和8年4月23日作成)

1 開催日時

令和8年2月2日(月曜日) 午前10時00分～午前10時40分

2 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

3 出席者

- (1) 委員 荒川委員、佐竹委員、杉野委員、竹蓋委員、椿委員、林委員、早川委員、木村委員
- (2) 事務局 千脇市民安全推進課長、古川課長補佐、染谷空家対策係長、吉野主任主事、山本主任主事

4 欠席者

松戸会長、薄井職務代理、大石委員、五十嵐委員

5 議題(すべて公開)

議事

船橋市空家等対策計画(令和3年度～令和12年度)中間見直しについて

- ① 船橋市空家等対策計画(令和3年度～令和12年度)中間見直し(案)に対する意見募集(パブリック・コメント)
- ② 船橋市空家等対策計画(令和3年度～令和12年度)中間見直し

6 傍聴者数

0人

7 協議・決定事項

- (1) 松戸会長、薄井職務代理がともに欠席であるため、会議は事務局で議事の進行を行うこととし、会議で結論が出ない事項があった場合、後日事務局より各委員と調整して決定することとした。

(2) 船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直しについて、実施した意見募集に提出された意見に対する市の考え方とそれを踏まえた計画の修正については、事務局が提示した案に対して次のような意見があった。これらの意見を事務局で検討し、後日各委員に確認いただいてから決定することとした。

- ・意見募集に対して、積極的な活用意向が多いので、取組において検討する方向性を示すことはできないか。
- ・意見募集への回答に「取組において検討する、研究する。」というものが多く、市の計画ということで具体的な記載は難しいとは思いますが、市民の立場ではもっと具体的に書いてほしい。
- ・各取組については、毎年度進捗をこの協議会に報告し公表することとなっているので、意見に対して「取組において検討する。」との記載だけでなく、毎年度進捗を公表する旨も記載してはどうか。

8 議事

議事 船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直しについて

○事務局（市民安全推進課長）

本日の議事は、船橋市空家等対策計画中間見直しについてです。昨年末より実施いたしましたパブリック・コメントの結果と、それを踏まえた計画の中間見直し案について、次第にあります「①船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し（案）に対する意見募集（パブリック・コメント）」、そして「②船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し」を一括で、事務局より説明し、その後、委員の皆様方に御審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（市民安全推進課課長補佐）

昨年10月21日に開催いたしました、令和7年度の第2回目の協議会において、私共、事務局からお示しさせていただきました「船橋市空家等対策計画中間見直し（素案）」について、委員の皆様方に御審議いただきました。

委員の皆様からは、様々な貴重な御意見をいただきましたので、協議会開催後になりましたが、可能な限りいただいた御意見を素案へ反映させ、見直し案としてとりまとめさせていただきました。

その見直し案につきましては、昨年12月5日に開会されました市議会の市民環境経済委員会へ御報告したのち、市民の皆様から御意見をいただくため、12月15日から1月14日までの1カ月間、パブリック・コメントを実施いたしました。

パブリック・コメントの実施では、市民からより多くの御意見をいただきたく、広報ふなばしをはじめ、市HPや各種SNSを利用し、周知に努めました。市HPでは、パブリック・コメントの手続きとともに、近隣市の空家計画のページにリンクを貼り、見直し案と他市の計画とを比較できるようにいたしました。

また、パブリック・コメント期間中は、XやFacebookなどのSNSにより、開始時や終了間際など、4回にわたり情報発信をいたしました。

さらに、昨年末に開催されました、早川委員が会長を務めております自治会連合協議会の会議や、民生委員の方が集まる会議に参加させていただき、パブリック・コメントを実施していることの周知とともに、意見をお寄せいただくよう、お願いしてまいりました。その結果、5年前に、現計画を策定する際に実施したパブリック・コメントでは、2人の方から御意見をいただきましたが、今回は18人の方から御意見をいただくことができました。

なお、パブリック・コメントを実施いたしますと、いただいた御意見に対する市の考え方を公表する必要があるとございます。本日の協議会では、いただいた御意見に対する事務局の考え方と、その考えに基づき見直し案を一部、修正いたしましたので、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

○事務局（空家対策係長）

それでは提出された御意見について御説明いたします。資料1及び2を御覧ください。資料1は、提出された御意見の要旨を事務局でまとめたものと、それに対する事務局の回答（案）です。資料2は、提出された御意見をそのまま全文記載したものです。

本日は資料1に沿って御説明いたしますので、資料2の全文は必要に応じて御覧いただければと思います。資料1、提出意見の要旨ですが、意見No.1から6は、所有者等への対応に関する御意見です。

No.1は、空家の漏電が心配なため、日常的に居住しないような場合は、ブレーカーを落とすことを追加してほしい、というものです。こちらは所有者等への対応における御意見ですが、本計画に記載するには具体的すぎる内容であるため、事務局の回答案は、見直し（案）の2-5「所有者等による適切な管理への助言、情報提供」の取組において、必要に応じて助言していく、としております。

このように、個別具体的な御意見については、見直し（案）に記載している内容を明示し、その中で対応していくなどといった書き振りとしております。

次にNo.2は、空家等の所有者等の氏名や連絡先など、個人情報公開する制度を整備してほしい、というものです。

所有者等の個人情報については、近隣住民の方へお伝えしても良いか確認しておりますので、回答は、「所有者等への助言、情報提供」の取組において、所有者等の同意が得られた場合には、連絡先等を近隣住民の方へお伝えするなど、所有者等と繋いでいく、としております。

次にN o . 3、指導や勧告に応じない所有者等に対して、法的強制力を持った措置や罰金を科す条例、所有者情報の公開を制度化してほしいという御意見です。

この御意見については、N o . 2と同様に所有者同意の元に近隣住民の方へ繋いでいくことと、強制力や罰金に関する御意見には、見直し(案)2-7の「管理不全空家等に対する措置の実施」及び3-2「特定空家等に対する措置の実施」の取組において、固定資産税や都市計画税の住宅用地特例が除外される勧告や、所有者等の費用負担による代執行などの措置を進めていくことを回答案としております。

次にN o . 4、近隣に空家が沢山あり困っているという御意見です。

こちらは当課に寄せられる相談として対応してまいりますので、回答は、見直し(案)2-4「近隣住民等からの情報収集・相談受付」の取組において、空家等に関する相談を受け付けた後、2-5「所有者等への助言、情報提供」の取組で適正な管理を促していくとしております。

次にN o . 5、空家となってからの経過年数に伴い、段階的に、適切な管理を促すこと、固定資産税の引き上げを通知すること、税の引き上げによる増収分を維持管理に充てることを提案するというものです。また、空家等の維持管理ができない所有者等へ、シルバー人材センターや買取・解体業者を紹介することや、売却相場を下回らないような支援を行うことを提案する、という御意見です。

回答案ですが、「所有者等への助言、情報提供」に加え、取組2-8「外部団体との連携体制の整備・強化」において、協定団体の専門家による相談を案内し、改善しない場合は「管理不全空家等や特定空家等に対する措置」の取組により段階的に進めていく、としております。

次にN o . 6、空家を放置するのであれば税金を高くしても良い、そうすれば空家の処分等を考えるのではないかと。また、空家を今後どうしていく考えなのか、所有者と面談する必要があるのではないかと、所有者不明の空家は6～10年で強制撤去することを法で定めたら良い、という御意見です。

回答は、「所有者等への助言、情報提供」の取組と、改善しない場合は「管理不全空家等や特定空家等に対する措置」の取組を段階的に進めていくとしております。

続きまして、空家等の利活用に関する御意見です。

№. 7及び№. 10は、空家等を低価格で販売や賃貸してはどうか、という御意見、№. 8・11・12は、空家等の利活用用途の御意見、№. 9は、利活用促進のため、空家建物や設備の診断と、その結果最低限必要となる改修費の目安等を明示する仕組みを、市が設けてはどうか、という御意見です。

以上6つの御意見は、流通や利活用に関する施策の中で検討するものであるため、回答案ですが、取組1-9「空家等の流通や利活用を支援する施策の検討」において検討していく、としております。

次に№. 13、空家の利活用にあたり、利益優先ではないことといった支援法人の資質を問うことや、自治会等や住民の方へ事前説明を行うこと等を記述すべきではという御意見です。

こちらにつきましては、取組1-8「空家等管理活用支援法人の検討」において検討していくことを回答案としております。

№. 14以降はその他として、様々な御意見を頂戴しております。

№. 14は、基本方針の3に、代執行の具体化を盛り込むべき、という御意見です。

代執行の具体化につきましては、取組3-2「特定空家等に対する措置の実施」において、法的措置を段階的に進めていくものと記載しており、措置の基本的な流れとして代執行を明記し、代執行費用は所有者等の負担となることを示していることから、このような回答案としております。

№. 15は管理不全空家等に対する措置について、特定空家等に該当すると判断した場合の措置を記述すべき、という御意見です。

特定空家等に該当する場合については、管理不全空家等に対する措置の取組ではなく、3-2「特定空家等に対する措置の実施」の取組に示しているため、このような回答案としております。

№. 16、障害者グループホーム等で義務化された「地域連携推進会議」を開催し、行政所管部署へ報告することを記述すべき、という御意見です。

こちらは障害福祉分野の制度に関する御意見ですので、担当課に伝えるとの回答案としております。

№. 17は空家におけるスズメバチの巣や倒壊などにより、周囲へ危険が及ぶ可能性がある場合に、行政が対応することができる条例の整備を希望するといった御意見です。

こちらにつきましては、庁内関係課も含めて検討していく事項と考えておりますので、取組2-2「管理が不適切な空家等に対する庁内連携体制の整備・強化」において対応

していく、といった回答案としております。

No. 18の御意見は、空家の管理方法が分からないなどの理由から、十分な管理を行えていない所有者も少なくなく、管理責任を求めるだけでなく、管理方法等の支援に繋げる仕組みの整備が重要である。そのためには空家管理事業者の活用が有効であり、その費用の軽減策を空家所有者の勤務先企業の福利厚生制度に取り入れることについて、市が周知・検討を進めてほしい、というものです。

回答案としましては、取組2-3「所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援」において、所有者等からの相談を受け付けていくとし、勤務先の福利厚生制度については、勤務先が判断することになる、としております。

以上、18件の御意見につきまして、新たに計画に記載・修正するものはありませんでしたが、本市の空家等対策への貴重な御意見として受け止めてまいります。

続きまして、計画への反映を考えている2件の御意見です。

No. 19は、基本方針の3に、特定空家等の認定や行政代執行、緊急代執行による措置の記述を求める、という御意見です。

こちらの回答案ですが、まず「所有者等への助言、情報提供」の取組と、「管理不全空家等や特定空家等に対する措置の実施」の取組において、特定空家等の認定や代執行を段階的に進めていくとしております。

次に緊急代執行による措置についてですが、見直し(案)に記載がございませんので、「3-2 特定空家等に対する措置の実施」の取組に、緊急代執行について追記する、との回答案としております。

具体的な修正案ですが、資料3を御覧ください。

表の中段に赤字で示しておりますとおり、勧告を行った後に、緊急代執行の措置を行うことができる旨を追記したいと思っております。

また、表の下段にお示ししているとおり、見直し(案)41ページにも「空家等対策における措置の基本的な流れ」を記載しておりますので、同様に緊急代執行について追記したいと思っております。

資料1にお戻りください、No. 20です。

空家等の解体後、更地になった土地の固定資産税・都市計画税の増額や、更地にする際の空家解体費用等の負担について、市の負担があると良い、ということと、転売の取り決めを厳しくしてほしい、といった御意見です。

回答案ですが、まず転売等の御意見については、空家等の利活用に関して、1-9の取組において検討していく、としております。

空家等解体後の税や、解体費用への支援という御意見については、取組2-12「適

正管理・除却への支援など、空家等対策に資する施策や手法の研究」において研究していくとしておりますが、税負担支援への研究について追記したいと思っております。

資料3の上段を御覧ください。

見直し(案)では、空家等の管理や除却への支援について研究するとしておりますが、除却後の税負担等についても研究していくことを明記するよう追記したいと思っております。

資料4は、パブリック・コメントを募集した際の見直し(案)に、只今御説明しました2点の修正案を反映したものとなります。

資料4の38ページを御覧ください。2-12の取組に、除却後の税負担等への支援施策を研究することを追記しました。

続きまして39ページです。3-2の取組で示しております図に、緊急代執行について追記しました。

最後は41ページです。空家等対策における基本的な流れの図に、緊急代執行について追記しました。

以上の内容と、本日皆様から頂戴する御意見等を踏まえまして、3月中の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

なお、本日はパブリック・コメントで提出された御意見の要旨に沿って御説明いたしましたが、パブリック・コメントの結果を市ホームページ等で公開する際には、御意見の全文を公開する予定でございます。

説明は以上でございます。

○事務局（市民安全推進課長）

それでは委員の皆様方、御質問や御意見などをお願いいたします。

○椿委員

二点あります。一つは、資料4の中間見直し案なんですけれども、こちらの38ページ、2-12、この除却の部分なんですけれども、木造住宅の除却というのは今でも条件はありますけれども20万円の助成があると思うのですが、その件が書き込めればいかがかなというのが一つです。

もう一つは資料1の利活用の部分なんですけれども、回答の部分が検討してまいりますとなっておりますので、34ページの方を見ましても進めてまいりますというような言葉が並びます。これからのことだとは思いますが、パブリック・コメントを見させていただきまして、非常に積極的に活用したいというお考えの御意見が多いようですので、少し取組の方向性を示せたら良いのかなと思います。例えば空家所有者と利用したいという人や団体を結びつける仕組みを考えるとかなですね、あるいは活用できるか

否かの判断というのは非常に難しいわけですし、そういったことを手助けできるような体制作りと申しますか、そういったことも今後考えていくというような意見を載せてはいかがかなと思われました。以上です。

○事務局（空家対策係長）

まず一点目、木造住宅の除却の助成につきまして、他部署の方での制度があるという御意見です。こちら、資料4の35ページ、御確認いただければと思うのですが、下から2番目でございます。1-17ですね。木造住宅除却助成事業、こちら令和7年度から建築指導課のところで始めております除却事業でございます。これは空家化の予防、空家の活用拡大の分野で活用できるのではないかとということで掲載させていただいております。建築部と協力して周知しているところでございます。また、今回いただいた御意見で、これ以外にも新たに除却に関する制度を研究してまいりたいということで、38ページの2-12に追記させていただいております。

また二点目、利活用に関してももう少し具体的な方向性であるとか、利活用に関する団体の結び付けなど、御意見を肉付けしてはどうかということでこちらは今の御意見踏まえまして、回答案と計画への反映を、一度検討させていただきたいと思っております。

御意見どうもありがとうございます。

○林委員

資料3で、中間見直し案に対する意見募集後の修正案で先ほど説明のあった、2-12の部分の新しく加わった除却後の税負担等への支援、って書いてあるのですが、これは具体的に税負担への支援ではないですね。税負担があるということを述べているだけで、それへの支援、例えば除却した後も固定資産税が何割かどうなるのかってというような具体的なものないですね。ちょっとそこら辺がわからなくて。

○事務局（空家対策係長）

まず御意見につきましては、空家を除却したときに土地の固定資産税や都市計画税の住宅用地特例が外れることによる負担について、何か支援があればいいというような御意見でしたので、これに対する対策を研究してまいりたいと考えております。県内他自治体におきまして先行事例がございまして、こちら除却後に固定資産税等が上がった金額に対し減免する措置を設けている自治体がございまして、また、減免ではなくて負担相当額に対する助成ということも考えられるかと思っております。これらにつきましては、税務部門と研究しながら、また、他自治体の事例を研究しながら、どのような制度が有効か、ふさわしいかを検討してまいりたいと考えております。

○林委員

わかりました、ありがとうございます。それでは船橋市としても、その税負担の軽減に対する支援を今後検討していくという認識でいいのですよね。

○事務局（空家対策係長）

はい、研究を進めてまいりたいと考えております。

○早川委員

今回中間見直しに対するパブリック・コメントの取りまとめで、いろいろ御回答いただいておりますが、私ども市民の立場から見まして、やはりこの空家の問題に関しては、本当に何とかしてほしいというのは、住民の本当に切なる思いなのです。地域活動で地域のことは自分たちでやるのが基本ですけれども、この空家に関してだけはもう行政にお願いするしかない。こういうような状況なので、ぜひ何とかもっと踏み込んで、前向きにこういった中間見直しを含めてやっていただけないかと、こういう思いは大変強くあります。

今回御回答いただいております、これは中間見直しの作成ということで考えれば、こういう表現でやむを得ないのかなっていう部分が多々ございます。例えば色々なところで検討します、あるいは研究します、ということで、やはりこういう計画案というのは、こういう表現が限界なのかもしれませんけれども、私どもから見るとやはり、隔靴搔痒の感これありというところで、もう少し踏み込んで書いていただけないかなと、こういうのが率直な御意見です。

行政として、こういう取りまとめの中間報告を対策計画をこういう形でまとめるのはやむを得ないかと思う一方で、読みながらそんな感じを抱きました。以上です。

○事務局（市民安全推進課長）

やはり計画でございますので、御指摘いただいたとおりに検討研究、こういうような言葉をとってしまっている部分は否めないということは我々も承知しているところでございます。しかしながら、この協議会においては毎年度ローリングをするというお約束もしてございます。よって、今後またこの見直しで5年間、この計画に基づいて様々な活動を行っていく予定としておりますので、毎年度何をやったかというような御報告をさせていただきます。その中で、それぞれ今回検討または研究とさせていただいた項目については、その実際の行動した内容についても、御報告させていただくとともに、また委員の皆様からも都度御確認いただければなというふうに思っているところでございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではその他いかがでしょうか。個別の御意見でなくとも、全般のものでも構いません。何かお気づきの点があれば御発言をお願いしたいと思います。

○竹蓋委員

資料4の39ページの特定空家の件です。取組3-2に措置の流れがありますが、このスパンはどのぐらいになりますか、ここまで最終的に行くまでのスパンは。

○事務局（空家対策係長）

こちらの措置につきまして、例えばまず特定空家実態調査を行いまして、認定をする、また認定の通知をして、次の法22条第1項に関する助言指導につきましては、標準的にはまず概ね3か月期間ということで想定しております。ただ、空家の状態また所有者の対応や連絡状況、空家に対する措置の見通しであるとかそういったものを個別に判断していくこととなりますので、措置の段階を進めるに当たりましては庁内関係課から組織としております特定空家等に対する措置等審査会に諮りまして、適切な期間というものを都度判断して進めております。

現状につきましては、特定空家等の認定がまず1件でございますので、これからある新たな措置を進めていくにあたって、庁内関係課と協議しながら適切な期間というものももう少し定めて固めていければと考えております。

○竹蓋委員

その審査会というのはどういう立場の人でどういう方がやってらっしゃいますか。

○事務局（空家対策係長）

資料4の40ページの一番下を御覧ください。先ほど申し上げました、特定空家等の認定に関することや、措置等について協議を行う庁内関係課の審査会でございます。その構成ですが、危機管理課、事務局である市民安全推進課、クリーン推進課、環境保全課、衛生指導課、道路維持課、建築指導課、消防局予防課という関係課です。

主に緊急対応に関すること、また雑草や害虫等の環境衛生に関すること、市道への影響などに関すること、また建物の安全性危険性などに関することなどを所管している各課で、特定空家等の状態等を協議しております。

○竹蓋委員

そうしますと、市役所の内部でやっていると思うのですが、措置を早くするのであれば外部、このメンバーからでもいいですし民間からでもいいんですけども、外部の知見を取り入れる仕組みを作れば、もう少し措置を早く進められるような、いろんな意見が出るのではないかと思います。さらに言えば、この空家というのは我々不動産会社としては仕事の対象になります。もしよろしければそのあたりも検討していただければと思います。

○事務局（市民安全推進課長）

貴重な御意見ありがとうございます。この場に御出席いただいている皆様、各団体を代表していただいておりますけれども、今申し上げていただいたように特定空家の除却解消に向けてもお力添えいただきたいと考えております。

現在は庁内の審査会でこの内容を協議してございますが、この協議会の場合であるとか、

あと協定だとか、他にも様々な手法があると思います。こういったものも研究検討して、強化していくというのを計画に位置づけてございますので、今後皆様と御相談、また、御意見を頂戴しながら、適切な形を考えてまいりたいと思います。その際はぜひよろしくお願いいたします。

なお、庁内の審査会につきましては、資料4の60ページに設置要綱もお示ししてありますので、お時間のある時に御覧いただければ幸いです。

○荒川委員

この資料1を拝見しまして、先ほど早川委員もおっしゃっていましたが、意見を出した側から見ると、検討しますというような形で、ちょっと寂しい感はやっぱりは否めないでしょうし、反対に計画を策定する側からすると、この辺りまでしかなかなか踏み込めないという事情は理解をしているつもりでございます。

その中で、今御説明があった、検討しますとなっても実際は取組を我々に報告していただくような形で進捗が見えるようにしていただける、ということなので、そのところまで回答の方へ記載することを検討して、毎年こういった形で報告をしているということまでお書きいただければ、あとはその報告内容を見ることで取組がされたんだということがわかるかと思います。御回答の中にそのようなことを入れていただくとより良いのかなというふうに感じました。

○事務局（市民安全推進課長）

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

それでは委員の皆様ありがとうございます。事務局の考え方について、様々な意見頂戴いたしました。いただいた意見の中には、少し事務局の方でお時間をいただきまして、改めて計画の見直しの方にどのように落とし込みができるのかということを検討しなければならない項目もございます。

本日いただいた意見に対して、もう一度事務局の方でいろいろ検討させていただきまして、計画の見直しということで一度取りまとめさせていただきます。その結果をまた委員の皆様方にフィードバックさせていただいて、皆様方に御了解いただいた後に成案にしたいというふうに思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

その他（会議日程の調整について）

○事務局（市民安全推進課長）

それでは本日の議事につきましては、以上で終了となりますけれども、連絡事項などある方いらっしゃいますでしょうか。

○竹蓋委員

会議の日程なのですけれども、突然メールが来て日にちの御連絡があるのですが、できれば年間スケジュールとかやっていたきたいと思っています。私も実は今日用事があったのですけども、メールでこの日に開催が決まりましたというのは、ちょっと我々からすると、だいぶ雑だろうかなっていうふうに感じているのですね。

例えば予定をメールで聞いてもらえれば、この日は駄目ですよって返せるかもしれませんし、もう少し丁寧にやっていただきたいなというふうに思っています。電話1本もないので。

○事務局（市民安全推進課長）

日程調整の件でいろいろ御迷惑おかけして大変申し訳ございませんでした。私共なるべく年度の第1回目の協議会で、当該年度の予定をお知らせし、それに基づいて近くになったら皆様に御連絡させていただくということでやらせていただいているところではあるのですが、今後はより丁寧にさせていただければと。

○竹蓋委員

年間予定が出ていましたか、失礼しました。

○事務局（市民安全推進課長）

あくまで予定でして、やはり若干の時期の前後もありますので、なるべく早め早めに委員の皆様方にお知らせさせていただくように今後取り組んでまいります。

事務局挨拶

○事務局（市民安全推進課長）

それでは本日の議事につきましては、以上で終了となります。本日の審議、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、3月31日までを任期として委員を委嘱させていただいておりますので、本日のこの協議会が、任期最後の活動となります。本市が実施する空家対策行政について、それぞれのお立場から御意見をいただき、重ねて感謝申し上げます。空家問題が地域の課題のひとつになっている中、市民の生活環境の保全のため、来年度からは、委員の皆様にご審議いただきました計画に基づき、空家等対策をさらに推進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、4月以降の新たな委員の話で恐縮でございますが、引き続き皆様方の所属する団体様に、委員の推薦を御依頼させていただきたいと思っております。再度、委員に就任していただける方、また今回で退任される方、それぞれかと思っておりますが、引き続きお力添えをいただきますようお願いし、感謝の言葉とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして令和7年度第3回船橋空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

9 資料

- (1) 船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し（案）に対する提出意見の要旨と回答（案）
- (2) 船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し（案）に対する提出意見全文
- (3) 船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し（案）に対する意見募集後の修正案
- (4) 船橋市空家等対策計画（令和3年度～令和12年度）中間見直し（案）

10 問い合わせ先

市民生活部市民安全推進課空家対策係
電話 047-436-3113